

令和3年3月4日

保護者様

松戸市教育委員会

令和3年3月5日（金）以降の教育活動について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の学校教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和3年1月8日より、首都圏1都3県に対して日本政府より緊急事態宣言が発令されております。3月4日現在、千葉県において緊急事態宣言解除の見通しは立っていない状況でございますが、松戸市内においては保護者・市民の皆様の協力により、校内における感染はなく感染症による学年閉鎖措置が減ってきている状況です。

年度末を控え、明日以降の教育活動について下記のとおり実施する予定ですので、ご理解・ご協力の程、お願いいたします。なお、お子様、ご家族の皆様の健康観察等についても、引き続きご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動について

(1) 学校行事

各学校の計画により、従来通り感染症拡大防止措置を講じた上で、活動を実施いたします。

(2) 学習活動

緊急事態宣言中は、歌唱について等、学習活動及び学校生活における対応は変わりません。

(3) 休業日の部活動

部活動ガイドラインに沿って、感染症拡大防止措置を十分に講じた上で、休業日の部活動を実施いたします。

(4) 卒業式・入学式

令和2年度卒業式、令和3年度入学式については、緊急事態宣言の解除の有無に関わらず、感染症拡大防止策を十分に講じた上で、実施してまいります。実施方法については、学校からの通知等をご参照ください。

2 その他

○感染者の状況等により、対応を変更する場合がございます。

○緊急事態宣言が解除された場合は、学校生活全般に関して、「1月8日の緊急事態宣言発令前の対応」に戻って対応してまいります。